

令和5年度下妻市国民健康保険 保健事業実施計画

1. 目的

下妻市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、被保険者の健康の保持増進及び疾病予防を目的に、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針に基づいて事業を実施するものとする。

2. 基本方針

（1）特定健康診査・特定保健指導

「下妻市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査・特定保健指導の推進により、糖尿病等の生活習慣病の予防やメタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少を図る。

被保険者への広報や周知を充実するとともに、未受診者への個別勧奨の実施などを通して、特定健康診査並びに特定保健指導の実施率向上を図る。

（2）データヘルス計画の推進（国保ヘルスアップ事業）

平成29年度に作成した「下妻市国民健康保険第2期データヘルス計画」に基づき、効果的な保健事業を行い、医療費の適正化を図る。

医療データを分析し、下妻市被保険者全体に対する傾向と個々の被保険者の状況を把握し、それぞれに応じた啓蒙活動及び指導を関係部署・関係機関と連携して行う。

（3）保健指導事業

特定健康診査の結果、血圧、血糖、脂質等の検査数値が高く、診療が必要と判断されたにもかかわらず受診していない方、生活習慣病通院者のうち治療を中断している方を訪問指導や受診勧奨通知により受診に導き、糖尿病などの疾病予防や重症化の予防に努める。受診勧奨判定値に至らない生活習慣病のリスクのある方に対しては、生活習慣病に関する情報提供を行い、健康教室や相談事業などで、生活習慣の改善を促す。

糖尿病性腎症で通院しリスクの高い方に対し、かかりつけ医と連携した保健指導を行い、人工透析への移行防止を図る。

(4) 訪問指導事業の推進

重複服薬対象者に対して、服薬の適正化について訪問指導等を実施する。
また、糖尿病の精密検査が必要な被保険者を中心に訪問指導等を実施し、生活習慣病の予防や重症化の防止を図る。

(5) 普及啓発事業及び疾病予防事業の推進

様々な工夫を凝らしながら、多様な年齢層の被保険者が参加しやすい普及啓発イベントや体力づくり・高齢者の活動支援等を実施する。
また、県や保険者協議会と協調して、共同広報キャンペーンを実施する。

(6) 健康教育事業及び健康相談事業の推進

地域の実情に応じた多様な健康教育を行うとともに、被保険者ごとにきめ細かな健康相談を実施する。

(7) 推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

3. 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査事業	「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査事業の実施により、被保険者の健康管理を図る。受診券一斉送付、年間予定表配付等により、健診需要の把握や受診喚起に努めるとともに、未受診者対策を強化する。 《R5年度（第3期計画最終年度）受診率〔目標値〕60%》 ＜実施方法＞ ・集団健診（対象：40歳以上／保健センター等） ・個別健診（対象：40歳以上／各医療機関）
特定保健指導事業	「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の結果、動機付け支援及び積極的支援に階層化された者を対象に、生活習慣の改善を促し生活習慣病の予防を図るため、特定保健指導を実施する。

	<p>《R5年度（第3期計画最終年度）受診率〔目標値〕60%》</p> <p>＜実施方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機付け支援 ・積極的支援
<p>普及啓発事業及び 疾病予防事業</p>	<p>○医療費通知の送付 診療を受けた被保険者に対して、医療機関名や費用額等を記載した通知を送付する。 （実施時期）令和5年5月、令和6年2月、（全2回）</p> <p>○後発医薬品（ジェネリック）利用差額通知の送付 ジェネリック医薬品の情報提供のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を記載した通知を送付する。 （送付回数）年3回</p> <p>○柔道整復師による施術費用の適正化事業 保険適応外の施術について、被保険者に対し広報誌等で、周知徹底を図るとともに、患者調査及びその結果に基づき適正施術について指導を行う。</p>
<p>健康教育事業及び 健康相談事業</p>	<p>生活改善についての知識の普及、食育推進運動の啓発のため健康教育活動や健康相談活動を実施する。</p>
<p>国保ヘルスアップ 事業</p>	<p>○特定健康診査未受診者対策 連続受診者を除く過去3年間に1度でも受診した方たちの健康意識や受診履歴をデータ分析してタイプ別に分類し、各グループに効果的な受診勧奨通知を送付する。</p> <p>○未受療者の重症化予防事業 健診後の異常値がある未受療者に、訪問や医療機関受診勧奨通知を送付する。</p> <p>○生活習慣病治療中断者受診勧奨事業 生活習慣病治療中断者に医療機関受診勧奨通知を送付する。</p>

	<p>○糖尿病性腎症重症化予防事業 糖尿病性腎症重症化リスクの高い方に、ICT を活用した生活習慣改善指導を行う。</p> <p>○重複服薬者等服薬事業 重複服薬対象者に服薬情報通知を送付し、服薬の適正化を図る。また、必要に応じて保健師等が訪問して指導・助言等を行う。</p>
--	--

4. 推進体制

